

岐阜県住民基本台帳法施行条例及び岐阜県農林関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について

岐阜県住民基本台帳法施行条例及び岐阜県農林関係手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和二年九月十七日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県住民基本台帳法施行条例及び岐阜県農林関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

(岐阜県住民基本台帳法施行条例の一部改正)

第一条 岐阜県住民基本台帳法施行条例(平成十四年岐阜県条例第七号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二号中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に改める。

(岐阜県農林関係手数料徴収条例の一部改正)

第二条 岐阜県農林関係手数料徴収条例(平成二十一年岐阜県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

別表四の表中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に改め、同表一の項中「第二項」を「第三項」に改める。

附 則

この条例は、令和二年十二月一日から施行する。

## 提 案 説 明

肥料取締法の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うため、この条例を定めようとする。